

垂井町新型コロナウイルス感染症

10/1
より拡充

感染防止対策事業支援金拡充のお知らせ

新型コロナウイルス感染症感染拡大の長期化に伴い、事業所の感染防止対策を強化、継続していただくため、当支援金制度を拡充します。

拡充内容

① 補助対象経費の拡充

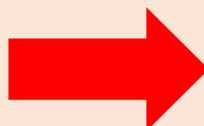
感染防止対策に必要な衛生用品に加え、施設改修も対象としました。

対象となる施設改修	支援金額
<ul style="list-style-type: none">・蛇口の自動水栓改修(トイレ・手洗い場)・窓の新設・増設(網戸を設置した場合)・網戸の新設(窓・出入口)・換気扇の新設・増設、事業所等の増床(コロナ対策に限る。)・客室の個室改修(換気機能の悪化を防ぐこと。)・蓋付き便座改修・その他町長が認めるもの	<ul style="list-style-type: none">・小規模企業者 上限15万円・中小企業者 上限30万円・大企業者 上限100万円

※4月1日～12月28日までに改修したものが対象となります。(既設の修繕は除く。)

② 申請期限の延長

9月30日(木)



12月28日(火)



- ・引き続き、衛生用品の申請も受け付けております。
- ・衛生用品で既に申請した事業者も申請が可能です。
- ・制度の詳細は、右のQRコードからご覧ください。

